

令和元年第3回臨時会

斑鳩町議会会議録

令和元年5月14日

午前9時15分開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（13名）

1番	溝部真紀子	2番	齋藤文夫
3番	中川靖広	4番	小城世督
5番	伴吉晴	6番	大森恒太朗
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	横田敏文	10番	坂口徹
11番	濱真理子	12番	木澤正男
13番	奥村容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	佐谷容子	係長	岡田光代
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	中西和夫	副町長	乾善亮
教育長	藤原伸宏	総務部長	面巻昭男
総務課長	仲村佳真	まちづくり政策課長	本庄徳光
財政課長	福居哲也	税務課長	真弓啓
住民生活部長	加藤恵三	福祉子ども課長	中尾歩美
長寿福祉課長	中原潤	国保医療課長	猪川恭弘
健康対策課長	北典子	環境対策課長	東浦寿也
住民課長	関口修	都市建設部長	植村俊彦
建設農林課長	手塚仁	都市整備課長	松岡洋右
上下水道課長	上田俊雄	会計管理者	黒崎益範
教委総務課長	安藤晴康	生涯学習課長	栗本公生
生涯学習課参事	平田政彦		

1, 議事日程

- 日 程 1. 仮議席の指定について
- 日 程 2. 議長の選挙について
- 日 程 3. 議席の指定について
- 日 程 4. 会議録署名議員の指名について
- 日 程 5. 会期の決定について
- 日 程 6. 副議長の選挙について
- 日 程 7. 常任委員会委員の選任について
- 日 程 8. 議会運営委員会委員の選任について
- 日 程 9. 議長報告について
 - (1) 常任委員会正副委員長互選結果について
 - (2) 議会運営委員会正副委員長互選結果について
- 日 程 10. 同意第 8号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについて
- 日 程 11. 議案第 27号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について
- 日 程 12. 議案第 28号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について
- 日 程 13. 議案第 29号 平群町及び斑鳩町における西和地域の広域連携に係る連携協約について
- 日 程 14. 議案第 30号 三郷町及び斑鳩町における西和地域の広域連携に係る連携協約について
- 日 程 15. 議案第 31号 斑鳩町及び上牧町における西和地域の広域連携に係る連携協約について
- 日 程 16. 議案第 32号 斑鳩町及び王寺町における西和地域の広域連携に係る連携協約について
- 日 程 17. 承認第 1号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について）
- 日 程 18. 承認第 2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）

日 程 1 9 . 承 認 第 3 号 町長専決処分について承認を求めることについて
て（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する
る条例について）

1, 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

(午前9時15分 開会)

○議会事務局長（佐谷容子君） おはようございます。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

よって、齋藤議員に臨時議長を勤めていただきますので、齋藤議員には、議長席にお着き願います。

○臨時議長（齋藤文夫君） ただいま紹介されました齋藤です。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひします。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

よってこれより、令和元年第3回斑鳩町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

まず、町長より議会招集のあいさつをお受けします。中西町長。

○町長(中西和夫君) おはようございます。

令和元年第3回町議会臨時会の開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日、町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様におかれましては、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

皆様におかれましては、去る4月21日に執行されました町議会議員選挙において、見事ご当選の栄に浴され、誠におめでとうございます。心よりお喜びを申し上げます。

本臨時会は「令和」という新たな元号となつての初めての議会であります。世の中を取り巻く環境はこれまで以上に大きく変化することが予想されるなか、本町といたしましては、こうした様々な変化に対応すべく、住民福祉の増進のため、職員一丸となつて諸課題に取り組んでいく所存でありますので、町政運営に対する皆様方の温かいご指導、ご鞭撻、並びにご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本臨時会には、斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてなど、10議案を付議させていただいております。

何とぞ温かいご審議を賜りまして、全て原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

なお、提出議案の説明につきましては、後刻とさせていただきますことといたしまして、

簡単ではございますが、招集にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

- 臨時議長（齋藤文夫君） 本臨時会の議事日程は、お手元に配布いたしております日程表のとおりであります。よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、仮議席の指定を行います。議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定することになっておりますので、議長の選挙が終了し、議長が就任するまで、ただいまの着席のとおり仮議席として指定いたします。

次に、日程2、議長の選挙についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

（ 午前9時19分 休憩 ）

（ 午前9時30分 再開 ）

- 臨時議長（齋藤文夫君） 再開いたします。

議長の選挙については、投票により行うことといたします。

議場の出入口を閉鎖いたします。

（ 議 場 閉 鎖 ）

- 臨時議長（齋藤文夫君） ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、1番溝部議員、3番中川議員を指名いたします。両議員にはよろしくお願いいたします。

投票用紙を配布いたします。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

- 臨時議長（齋藤文夫君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

（ 投票箱点検 ）

- 臨時議長（齋藤文夫君） 異常なしと認めます。

これより投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

（ 投 票 ）

- 臨時議長（齋藤文夫君） 投票漏れはございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

- 臨時議長（齋藤文夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。溝部議員、中川議員の立ち会いをお願いいたします。

（ 事務局長及び立会人、開票 ）

- 臨時議長（齋藤文夫君） 選挙結果を報告いたします。

投票総数 13 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

有効投票 13 票、無効投票 0 票。有効投票のうち、坂口議員 10 票、濱議員 2 票、奥村議員 1 票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は 4 票であります。

ただ今の選挙の結果、坂口議員が当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖を解く)

○臨時議長 (齋藤文夫君) ただいま議長に当選されました坂口議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定に基づき当選の告知をいたします。

坂口議員より、当選の承諾及び就任のあいさつをお願いします。坂口議員。

○10 番 (坂口徹君) 皆さま方のご推挙によりまして、議長の要職を与えていただきましたことを、この場をお借りして、厚くお礼を申しあげます。これからは、住民の皆さま方に親しまれる開かれた議会を目指しまして、精一杯努力してまいりたいというふうに考えております。議員皆さま方、また理事者の皆さま方のご協力よろしく願いいたしまして、簡単ではございますけども、就任のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○臨時議長 (齋藤文夫君) 坂口議長におかれましては、議長章の授与を行いますので、その場でお待ちください。

議長章の授与を、事務局から行います。

(議長章授与)

○臨時議長 (齋藤文夫君) 議長に議長席にお付き願うことといたします。

議事運営にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(午前 9 時 42 分 休憩)

(午前 9 時 43 分 再開)

○議長 (坂口徹君) 再開いたします。

日程 3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長において指定いたします。現在、お座りいただいております仮議席を本議席として指定いたします。

続きまして、日程 4、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により議長において指名いたします。

4 番小城議員、5 番伴議員を指名いたします。両議員にはよろしく願いいたします。

続きまして日程 5、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日 1 日と定めることについて、これにご異議
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日 1 日と決定さ
れました。

続きまして日程 6、副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

(議 場 閉 鎖)

○議長（坂口徹君） ただいまの出席議員は 13 名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に
6 番大森議員、7 番嶋田議員を指名いたします。両議員にはよろしくお願いいたします。

投票用紙を配布いたします。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

配布漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長（坂口徹君） 異常なしと認めます。

これより投票を行います。1 番議員から順番に投票をお願いいたします。

(投 票)

○議長（坂口徹君） 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（坂口徹君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。大森議員、嶋田議員の立ち会いをお願いいたします。

(事務局長及び立会人 開票)

○議長（坂口徹君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 13 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

有効投票 13 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、奥村議員 11 票、木澤議員 2 票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。よって奥村議員が当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖を解く)

○議長(坂口徹君) ただいま副議長に当選されました奥村議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定に基づき当選の告知をいたします。

奥村議員より、副議長当選の承諾及び就任のごあいさつをお願いいたします。

奥村議員。

○13番(奥村容子君) このたび、皆様にご推挙いただきまして、副議長の要職につかせていただきました。大変にありがとうございます。今後は坂口議長のもと、斑鳩町議会の発展と住民の皆様の福祉の向上のために努力をしてみたいです。皆様のご指導、ご鞭撻、ご協力をどうぞよろしくお願いを申し上げます。簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。大変にありがとうございました。

○議長(坂口徹君) 次に、日程7、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。暫時休憩いたします。

(午前 9時54分 休憩)

(午前11時15分 再開)

○議長(坂口徹君) 再開いたします。

日程7、常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

それでは、議長より指名いたします。

総務常任委員会委員に、木澤議員、伴議員、小城議員、嶋田議員、井上議員、横田議員、以上であります。次に、厚生常任委員会委員に、濱議員、嶋田議員、齋藤議員、中川議員、小城議員、奥村議員、以上であります。次に、建設水道常任委員会委員に、井上議員、木澤議員、溝部議員、齋藤議員、中川議員、大森議員、以上であります。次に、広報発行常任委員会委員に、濱議員、溝部議員、伴議員、大森議員、横田議員、奥村議員をそれぞれ指名いたします。

常任委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり各委員会の委員を選任することに決定いたしました。各委員会の皆さんには、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程8、議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

それでは議長より指名いたします。議会運営委員会委員に、嶋田議員、伴議員、溝部議員、齋藤議員、小城議員、木澤議員、奥村議員をそれぞれ指名いたします。

議会運営委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり選任することに決定いたしました。各委員の皆さんには、よろしく願いいたします。

続きまして、日程 9、議長報告を行います。

議長報告につきましては、事務局長から報告させます。佐谷議会事務局長。

○議会事務局長（佐谷容子君） それでは、私よりご報告いたします。

初めに、常任委員会正副委員長互選結果についてであります。

総務常任委員会委員長に木澤議員、副委員長に伴議員、厚生常任委員会委員長に濱議員、副委員長に嶋田議員、建設水道常任委員会委員長に井上議員、副委員長に木澤議員、広報発行常任委員会委員長に濱議員、副委員長に溝部議員であります。

次に、議会運営委員会正副委員長互選結果についてであります。議会運営委員会委員長に嶋田議員、副委員長に伴議員であります。以上です。

○議長（坂口徹君） ただいま事務局長から報告をさせましたとおりであります。

皆さんにはよろしく願いいたします。

続きまして、日程 10、同意第 8 号、斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、中川議員の退席を求めます。

（中川議員 退席）

○議長（坂口徹君） 理事者の提案説明を求めます。面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 同意第 8 号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることにつきまして、ご説明いたします。

本同意は、議会選出の監査委員の任期が平成 31 年 4 月 29 日をもって満了したことにより、監査委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

それでは、議案書を朗読いたします。

同意第 8 号

斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町監査委員に選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。

令和元年 5 月 14 日提出

記

住 所 斑鳩町龍田3丁目6番26号

氏 名 中川 靖広

生年月日 昭和39年6月19日

以上、同意第8号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることにつきましての説明とさせていただきます。

何とぞ原案どおりご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案に同意いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

同意第8号、斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについては、満場一致をもって同意されました。

（中川議員 着席）

○議長（坂口徹君） 中川議員にお知らせいたします。

斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについては、満場一致で同意されました。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、お手元に配布いたしております議事日程表の日程11、議案第27号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてから、日程19、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）まで、以上、9議案を一括上程いたします。

町長から、本臨時会に付議されました9議案について総括提案説明を求めます。

中西町長。

○町長（中西和夫君） それでは、本臨時会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第27号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてであります。

平成31年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことから、この法律による改正内容のうち令和元年6月1日から施行される内容に関し、所要の改正を行うものであります。その内容は、ふる

さと納税制度の見直しに伴い、特例控除対象寄附金に係る規定の整備等を行うものでございます。

次に、議案第28号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてであります。はじめに、予算における会計年度の名称についてであります。国におきましては、原則、元号を改める政令の施行に伴い、改元日以降は、「令和元年度」としてされております。本町の予算に係る年度の名称についても、この内容に準じ、「令和元年度」とすることといたしましたので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

本補正予算の内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,948万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ89億4,948万5千円とするものであります。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。第15款 国庫支出金 第2項 国庫補助金で、消費税及び地方消費税の税率の引き上げが、低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和することを目的としたプレミアム付商品券の発行のための必要な経費に対し、補助金が交付されることから、事業費補助金2,800万円と事務費補助金2,148万5千円の増額補正をそれぞれお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。第3款 民生費 第1項 社会福祉費で、歳入で申しあげました低所得者及び子育て世帯を対象としたプレミアム付商品券の発行のための経費として、システム導入等の事務費やプレミアム分の補助金で4,948万5千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第29号 平群町及び斑鳩町における西和地域の広域連携に係る連携協約について、議案第30号 三郷町及び斑鳩町における西和地域の広域連携に係る連携協約について、議案第31号 斑鳩町及び上牧町における西和地域の広域連携に係る連携協約について、議案第32号 斑鳩町及び王寺町における西和地域の広域連携に係る連携協約についてであります。

西和地域において病児保育を共同実施することに関し、地方自治法第252条の2第1項の規定により、西和地域の広域連携に係る連携協約を平群町、三郷町、上牧町及び王寺町とそれぞれ協議し、締結することについて、同条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について）であります。平成31年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されることとなり、本条例について速やかに整備をする必要があったこ

とから、地方自治法第179条第1項の規定により平成31年3月29日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めらるるものであります。その内容は、個人町民税では、所得税の住宅ローン控除の拡充に伴う措置について、固定資産税では、高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の創設に伴う申告に関する規定の整備等、所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）であります。先の承認第1号と同様に地方税法等の一部改正により、本条例について速やかに整備する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により平成31年3月29日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めらるるものであります。その内容は、特定所有者不明土地を利用した地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置の創設に関する規定の整備等、所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）であります。平成31年度の地方税制の改正を内容とする地方税法施行令等の一部を改正する政令が、平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されることになり、本条例について速やかに整備する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により平成31年3月29日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めらるるものであります。その内容は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の引き上げ並びに均等割及び平等割の5割軽減、2割軽減の対象を判定する所得の基準額を引き上げるものであります。

以上をもちまして、提案をいたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましてもあたたかいご審議を賜りまして、原案どおり議決を賜りますようお願いを申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程11．議案第27号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） それでは、議案第27号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申しあげます。

はじめに議案書を朗読いたします。

議案第27号

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和元年5月14日 提出

斑鳩町長 中西和夫

それでは、条例の改正内容につきまして、議案書末尾の条例（要旨）に沿いまして、ご説明申しあげます。

恐れ入りますが、末尾の要旨をごらんいただけますでしょうか。

今回の町税条例の一部改正は、平成31年度の地方税制の改正を内容とする、地方税法等の一部を改正する法律が、平成31年3月29日に公布されたことに伴い、この法律による改正内容のうち、令和元年6月1日から施行される内容に関し、所要の改正を行うものでございます。

はじめに、1. 主な改正内容であります。（1）個人町民税に係る、① 特例控除対象寄付金に係る規定の整備として、ふるさと納税制度の見直しに伴い、特例控除の対象となる寄付金を、総務大臣が指定する地方団体に対する寄付金（特例控除対象寄付金）とし、関係する規定を整備するものであります。いわゆる「ふるさと納税」とは、個人が地方団体に対して支出した寄付金のうち2,000円を超える額について、所得税の寄付金控除と個人住民税10パーセントの税額控除（基本分）に、特例控除額（特例分）を上乗せすることで、原則として、2,000円を除いた寄付金額の全額を控除するものでございます。

今回の見直しに伴い、これまで、いずれの地方団体に寄付金を支出したとしても、特例的な税額控除が受けられていましたが、見直し後の制度におきましては、寄付金の募集を適正に行う団体として、総務大臣が指定するものに対する寄付金に限って、これまでと同じ特例的な税額控除の対象とすることとされたものでございます。

次に、（２）その他法令の改正による条文整理等所要の改正として、地方税法の一部改正等に伴い、同法を引用する条項に係る条文整理等、所要の改正を行うものでございます。

最後に、２．施行期日等ではありますが、本改正条例は、令和元年６月１日から施行し、令和２年度以後の個人の住民税に適用してまいります。

以上が、本条例改正の内容でございます。

なお、本文及び新旧対照表の説明につきましては、省略をさせていただきますが、よろしくご審議賜りまして原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

１２番 木澤議員。

○１２番（木澤正男君） １点だけ確認しておきます。今回の改正によって当町には影響があるのでしょうか。

○議長（坂口徹君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 本町においては、まったく影響はございません。

○議長（坂口徹君） これをもって、議案第２７号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第２７号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。よって、議案第２７号については、満場一致で可決されました。

続いて、日程１２、議案第２８号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。よって、議案第２８号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） それでは、議案第２８号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第１号）について、ご説明を申し上げます。

はじめに議案書を朗読をさせていただきます。

議案第 28 号

令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 号）について

標記について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和元年 5 月 14 日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げが、低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として、低所得者及び子育て世帯主向けのプレミアム付商品券を発行することに伴う予算の補正となっております。なお、提出議案説明で申しあげましたように、会計年度の表示につきましては、国の予算に準じまして、「令和元年度」といたしておりますのでよろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

まず、補正予算書の 5 ページをお開きいただけますでしょうか。

歳入予算からご説明をさせていただきます。はじめに、第 15 款 国庫支出金、第 2 項 国庫補助金では、第 2 目 民生費国庫補助金の第 3 節 社会福祉費補助金で、プレミアム付商品券の発行のための必要な経費に対して、補助金が交付されることから、低所得者・子育て世帯プレミアム付商品券発行事業費補助金 2,800 万円と、その事務費補助金 2,148 万 5 千円の増額をそれぞれお願いするものでございます。

6 ページをお開きいただけますでしょうか。歳出予算についてでございます。

第 3 款 民生費、第 1 項 社会福祉費では、第 12 目 低所得者・子育て世帯プレミアム付商品券発行事業費で、歳入で申しあげましたプレミアム付商品券の発行において、その事務のための臨時職員の雇用や職員の時間外勤務手当等の費用として、第 3 節 職員手当等で 114 万 2 千円、第 4 節 共済費で 30 万 2 千円、第 7 節 賃金で 177 万 2 千円の増額、事務用品等の購入費及び案内通知や商品券引換券等の印刷費として、第 11 節 需用費で 47 万 3 千円の増額、案内通知や商品券引換券等の郵送料として、第 12 節 役務費で 222 万 2 千円の増額、本事業の運用システムの導入及び保守や商品券作成・販売等の業務委託の費用として、第 13 節 委託料で 1,557 万 4 千円の増額、商品券のプレミアム分の補助費として、第 19 節 負担金補助及び交付金で 2,800 万円の増額をお願いするものであります。

それでは、1 ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

令和元年度 斑鳩町一般会計補正予算（第1号）

令和元年度 斑鳩町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（会計年度の表示）

第1条 平成31年度一般会計予算の会計年度の表示は、「令和元年度」とする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,948万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ89億4,948万5千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年5月14日 提出

斑鳩町長 中西和夫

以上で、議案第28号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 対象となる方というのは、単純にこの5千円で割った人数というので理解してよろしいでしょうか。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 対象者でございます。まず住民税の非課税の方の低所得者の方の関係につきましては4,700人でございます。あともう1つ、3歳未満児、子育て世帯主につきましては900人でございます。

○議長（坂口徹君） これをもって、議案第28号に関する質疑を終結いたします。

議案第28号については討論の申し出があります。よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） それでは、議案第28号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についての反対意見を述べます。

私は、同様の反対を前年度でもいたしました。その際、低所得者・子育て世帯プレミアム商品券発行事業費についての異議を申しあげました。この事業は、消費税増税の緩

和景気対策として行われるものですが、全額国費という住民の税金にてまかなわれます。本議案は町が当然の予算化・執行をいたすため、事務的に提案が必要であることは承知しております。また、低所得者・子育て世帯への大きな支援になることも理解しております。それなのに、なぜ反対なのかと疑問に思われる方、また、新しい議員の方々に反対意見を聞いていただき、ご理解・ご支援をお願いいたしたく、重ねて申し上げます。

私、日本共産党、濱真理子は消費税増税に反対でございます。政府の増税導入の大きな理由の1つに「勤労者賃金の増加」があったというのがございます。しかし政府の勤労統計調査が虚偽であり、賃金は上昇ではなく減少していることが明白となりました。年金は減額が続き、昨日、内閣府発表の景気指数も悪化を示しております。住民は目先の負担増にのみならず、将来への不安が増大しております。増税反対の声は日増しに増大し、煩雑な税率対応に業者から懸念の表明が出されるなどが続いております。世界の不安定な経済情勢が続く中、政府与党の中からも増税時期再考の声も飛び出すのが現状でございます。プレミアム商品券発行という限定された軽減対策は、まさに一時的で、その後の税負担の重圧は続くこととなります。また、これまでのプレミアム商品券の実績を見ますと、地元商店への使用は限られ、大型店舗の使用が大半を占めています。これは、これまでの中小企業・中小店舗への振興支援では、大型店の進出に及ばなかった結果そのものではないでしょうか。消費税増税後の消費落ち込み対策として多額の経費を投入してまで行う事業ではなく、消費税増税自体を見直すことが重要ではないでしょうか。補正予算の内訳で、4,948万5千円中、実際のプレミアム分は2,800万円、これは約56.6パーセントでございます。また、他にも印刷料40万4千円の他に、委託料が1,557万4千円に上ります。この印刷・委託料合計8件が地域の業者振興に充てられるとみなしても、高額ではないでしょうか。また職員・臨時職員の賃金や手当が計上されていますが、時間外手当の109万2千円は現状でも多忙な職員の勤務時間、その更なる残業の増加になることを懸念しております。

本議案は全額国費での補正でございますが、「国の、また県の施策だから町は従うだけだ」、この姿勢から脱却し、直接住民とふれあう自治体として、本質を見極め、住民の側にたった町の在り方を求めるために、私は反対を表明いたしました。

議員の皆様にはぜひともご賛同いただきますようお願いを申し上げます。終わります。

○議長（坂口徹君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 議案第28号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）につ

いて、賛成する立場から意見を申しあげます。

本補正予算は、低所得者及び子育て世帯を対象としたプレミアム付商品券発行のための予算補正であります。この事業は、市町村が実施主体の国庫補助事業として、国において、全市町村に対し、事業の実施を要請されている事業であります。反対者が述べられている、この事業を実施しないことにより、対象となる住民の皆様が不利益を被る選択は、責任ある行政としては考えられないものであります。町においては、事業の趣旨に照らし、円滑な事業の実施に努められるよう要望いたしまして、私の賛成意見とさせていただきます。議員の皆様のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（坂口徹君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

議案第28号について、原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（坂口徹君） 起立多数であります。

よって、議案第28号については、賛成多数で可決いたされました。

次に、日程13、議案第29号 平群町及び斑鳩町における西和地域の広域連携に係る連携協約について、日程14、議案第30号 三郷町及び斑鳩町における西和地域の広域連携に係る連携協約について、日程15、議案第31号 斑鳩町及び上牧町における西和地域の広域連携に係る連携協約について、日程16、議案第32号 斑鳩町及び王寺町における西和地域の広域連携に係る連携協約について、以上4議案を会議規則第37条の規定により一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号から議案第32号までの4議案については一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） それでは、議案第29号 平群町及び斑鳩町における西和地域の広域連携に係る連携協約について、議案第30号 三郷町及び斑鳩町における西和地域の広域連携に係る連携協約について、議案第31号 斑鳩町及び上牧町における西和地域の広域連携に係る連携協約について、議案第32号 斑鳩町及び王寺町における西和地域の広域連携に係る連携協約について、一括してご説明を申しあげます。

本4議案は、平群町、三郷町、斑鳩町、上牧町、及び王寺町の西和地域の5町が連携し、病児保育を共同実施するため、平群町、三郷町、上牧町、及び王寺町とそれぞれ地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、協議により連携協約を締結することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案第29号から順次議案書を朗読をさせていただきます。

議案第29号

平群町及び斑鳩町における西和地域の広域連携に係る連携協約について

地方自治法第252条の2第1項の規定により、西和地域病児保育に関し、西和地域の連携協約を平群町と協議し、締結することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求めます。

令和元年5月14日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続いて、議案第30号でございます。

議案第30号

三郷町及び斑鳩町における西和地域の広域連携に係る連携協約について

地方自治法第252条の2第1項の規定により、西和地域病児保育に関し、西和地域の連携協約を三郷町と協議し、締結することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求めます。

令和元年5月14日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、議案第31号でございます。

議案第31号

斑鳩町及び上牧町における西和地域の広域連携に係る連携協約について

地方自治法第252条の2第1項の規定により、西和地域病児保育に関し、西和地域の連携協約を上牧町と協議し、締結することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求めます。

令和元年5月14日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続いて、議案第32号でございます。

議案第32号

斑鳩町及び王寺町における西和地域の広域連携に係る連携協約について

地方自治法第252条の2第1項の規定により、西和地域病児保育に関し、西和地域の連携協約を王寺町と協議し、締結することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求めます。

令和元年5月14日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして連携協約の内容についてご説明を申し上げます。内容につきましては、締結先以外につきましては同じ内容となっておりますので、議案第29号によりましてご説明をさせていただきます。議案第29号の議案書の2ページ目の連携協約をごらんいただきたいと思っております。

この連携協約は、地方公共団体が他の地方公共団体と連携して事務を処理するにあたっての基本的な方針及び役割分担を定めるもので、地方公共団体間における柔軟な連携を可能とする仕組みとして、平成26年の地方自治法の改正により、新たに創設されたものでございます。

本連携協約の主な内容については、第1条 目的では、平群町、三郷町、斑鳩町、上牧町及び王寺町の圏域において、互いに連携し、病児保育を共同実施するための基本的な方針及び役割を定めることとしています。第2条では、基本方針及び役割分担について、第3条では、経費負担について、第4条では、連絡会議の開催について、第5条では、その他の事項の協議について、第6条では、協約の変更及び廃止について、第7条では、協約の発効について、それぞれ定めております。また、連携協約の締結は、1対1の協約締結が必要でありますことから、今回、4町それぞれについての議案を提出させていただきます。

以上、議案第29号 平群町及び斑鳩町における西和地域の広域連携に係る連携協約について、議案第30号 三郷町及び斑鳩町における西和地域の広域連携に係る連携協約について、議案第31号 斑鳩町及び上牧町における西和地域の広域連携に係る連携協約について、議案第32号 斑鳩町及び王寺町における西和地域の広域連携に係る連携協約についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（坂口徹君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、議案第29号から議案第32号までの4議案に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第29号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号については、満場一致で可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第30号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号については、満場一致で可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第31号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号については、満場一致で可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第32号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号については、満場一致で可決されました。

続いて、日程17、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） それでは、承認第1号 町長専決処分について承認を求める

ことについて（斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について）につきましてご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

承認第 1 号

町長専決処分について承認を求めることについて
（斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和元年 5 月 14 日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

続きまして、2 枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第 2 号

専 決 処 分 書

斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 29 日

斑鳩町長 中西 和 夫

それでは、条例の改正内容につきまして、議案書末尾の条例（要旨）に沿いまして、ご説明を申しあげます。恐れ入りますが、末尾の要旨をごらんいただけますでしょうか。

今回の条例改正等の一部改正は、平成 31 年度の地方税制の改正を内容とする、地方税法等の一部を改正する法律が、平成 31 年 3 月 29 日に公布されたことに伴い、同年 4 月 1 日から施行される内容に関し所要の改正を行ったものであり、本条例について速やかに整備する必要があったことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

はじめに、1. 主な改正内容であります。（1）個人町民税に係る ①所得税の住宅ローン控除の拡充に伴う措置でございます。消費税率 10% が適用される住宅取得等に係る所得税の住宅ローン控除の控除期間が、現行の 10 年から 13 年、3 年延長されることに伴い、この延長期間 11 年目から 13 年目において、所得税額から控除しきれない額について、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日の間に居住の用に供した場合に、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で、個人住民税の税額から控除するものでございます。この改正に係る町税への影響額につきましては、平成 30 年度課税実

績で試算いたしますと、3年間で約200万円の減収が見込まれるところでございます。また、この措置による個人住民税の減収額につきましては、全額国費で補てんされることとなっております。

次に、(2)固定資産税に係る ①高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の創設に伴う申告に関する規定の整備でございます。高規格堤防整備事業の事業区域内における家屋の所有者が、事業の実施により仮移転し、事業後に一定の家屋を新築した場合に、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間に取得した建替家屋について、最初の5年度分、お手元の表のとおり減額する制度が創設されたことから、その申告に関する規定を整備するものでございます。なお現在、奈良県内において高規格堤防整備事業の計画がないことは確認しており、この制度の創設における本町への固定資産税への影響はございません。

裏面にお移りいただきまして、次に、(3)その他法令の改正による条文整理等所要の改正として、地方税法の一部改正等に伴い、同法を引用する条項に係る条文整理等、所要の改正を行ったものでございます。

最後に、2. 施行期日等ではありますが、本改正条例は、平成31年4月1日から施行し、個人の住民税に関する部分、固定資産税に関する部分とも、平成31年度以降の年度分のそれぞれの税について適用してまいります。

以上が、本条例改正の内容でございます。なお、本文及び新旧対照表の説明につきましては、省略をさせていただきますが、よろしくご審議賜りまして、原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、承認第1号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第1号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号については、満場一致で承認されました。

続いて、日程18、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会

付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。よって、承認第2号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。面巻総務部長。

○総務部長(面巻昭男君) それでは、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について)につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

承認第2号

町長専決処分について承認を求めることについて

(斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和元年5月14日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第3号

専 決 処 分 書

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

斑鳩町長 中西和夫

それでは、条例の改正内容につきまして、議案書末尾の条例(要旨)に沿いまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、末尾をごらんいただけますでしょうか。

今回の都市計画税条例の一部改正は、先の承認第1号と同様に、平成31年度の地方税制の改正を内容とする、地方税法等の一部を改正する法律が、平成31年3月29日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行される内容に関し、所要の改正を行ったものであり、本条例について速やかに整備する必要があったことから、専決処分をさ

せていただいたものでございます。

はじめに、1. 主な改正内容でございます。(1) 特定所有者不明土地を利用した地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置の創設として、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づき、特定所有者不明土地を利用して行う地域福利増進事業の用に供する土地等に係る都市計画税の課税標準について、最初の5年度分、3分の2を乗じた額とするものでございます。次に、(2) その他法令の改正による引用条文の整理等所要の改正として、地方税法の一部改正等に伴い、同法を引用する条項に係る条文整理等の所要の改正を行ったものでございます。

最後に、2. 施行期日等でございます。本条例は、平成31年4月1日から施行します。ただし、特定所有者不明土地を利用した地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置の創設に伴う改正部分は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する、特別措置法における、地域福利増進事業の実施のための措置に関する規定の施行の日から、平成33年3月31日までに、地域福利増進事業により整備した施設の用に供する土地等について、適用してまいります。

以上が、本条例改正の内容でございます。なお、本文及び新旧対照表の説明につきましては、省略をさせていただきますが、よろしくご審議賜りまして、原案どおりご承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(坂口徹君) 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) ただ今、部長の方から説明があったんですけども、ちょっとこれだけではわかりにくいので、もう少し詳しくお聞きしたいんですけども、この特定所有者不明土地というのは、具体的にどういったものなんでしょうか。

○議長(坂口徹君) 面巻総務部長。

○総務部長(面巻昭男君) まず所有者不明土地とは、からご説明させていただきますと、いわゆる所有者不明土地法、先ほど申しました特別措置法ですね、これの第2条第1項に規定する所有者不明土地として、相当な努力が払われたと認められる方法により探索を行ってもなお所有者の全部・一部を覚知できない土地を所有者不明土地というものでございます。次に、その土地のうち、現に建築物ですね、簡易な構造の小さいものは除きますが、それが存在せず、かつ業務の用など、特別の用途に供されていない土地と、いわゆる所有者不明土地法の第2条第2項に規定されているところでございます。

○議長(坂口徹君) 12番、木澤議員。

- 12番（木澤正男君）　そういう土地を利用してですね、地域福祉福利増進事業にも活用するということですが、この地域福利増進事業というのは、具体的にどういったものなんでしょうか。
- 議長（坂口徹君）　面巻総務部長。
- 総務部長（面巻昭男君）　具体的には地域の住民さん、その他の協働の福祉、または利便の向上を図られるために行われる事業でございます、公園や広場、購買施設、いわゆる道の駅とかそういったものに関する事業が該当するものとされております。
- 議長（坂口徹君）　12番、木澤議員。
- 12番（木澤正男君）　今回ですね、所有者の不明土地を利用していこうとする趣旨についてはわからないでもないんですけども、所有者が不明だということで、それをこういう事業にあてていくというところで、どういったところが審査を行っていくことになるんでしょうか。
- 議長（坂口徹君）　面巻総務部長。
- 総務部長（面巻昭男君）　この裁定と申しますか、審査というか確認は都道府県知事のもとで行われるようになっております。
- 議長（坂口徹君）　12番、木澤議員。
- 12番（木澤正男君）　先ほど部長の方から地域福利増進事業の具体的な例について答弁いただきましたけども、それについては事業主体が国や県になるということも考えられるんでしょうか。
- 議長（坂口徹君）　面巻総務部長。
- 総務部長（面巻昭男君）　おっしゃるとおりでございます。
- 議長（坂口徹君）　12番、木澤議員。
- 12番（木澤正男君）　私は福利事業にあてるために、減税をしていくという趣旨についてはわからないではないんですけども、昨年6月この法律がですね、国会で審議をされたときに、都道府県知事が認定をするという点で、例えば県が行うような公共事業なんかを県が認定するという点についての客観性が担保されていないという点について指摘がされておまして、そういう点についてはやっぱり運用上客観性が担保されていないのではないのかという点で疑問がありますので、その点だけ意見として申しあげておきたいと思います。
- 議長（坂口徹君）　他、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、承認第2号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第2号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号については、満場一致で承認されました。

続いて、日程19、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） それでは、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）につきましてご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読をさせていただきます。

承認第3号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和元年5月14日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第4号

専 決 処 分 書

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

斑鳩町長 中西和夫

それでは、条例の改正内容につきましてご説明を申しあげます。議案書の末尾の条例（要旨）をごらんいただきたいと思います。条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただき、本要旨をもって説明に代えさせていただきますので、ご了承賜りますよう、よろしくお願いを申しあげます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、平成31年度の地方税制の改正を内容とする地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されることとなり、本条例について、速やかに整備する必要がありましたことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

主な改正の内容であります。（1）基礎課税額（医療分）の課税限度額の引上げといたしまして、基礎課税額の限度額を58万円から61万円に引き上げるものでございます。次に、（2）均等割及び平等割の軽減判定所得基準額の引き上げといたしまして、保険税軽減の判定所得基準額につきまして、5割軽減の対象となる所得算定の被保険者数に乘すべき額を27万5千円から28万円に、2割軽減の対象となる所得算定の被保険者数に乘すべき額を50万円から51万円に、それぞれ引き上げるものでございます。

続いて、施行期日でございます。施行期日は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上が、本条例の改正内容でございます。何卒温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

○議長（坂口徹君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、承認第3号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第3号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号については、満場一致で承認されました。

ここでお諮りいたします。

皆さんのお手元に配布しております追加日程1、議会運営委員会の閉会中の継続審査について日程を追加し、審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程1、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを日程に追加し、審議することに決しました。

議会運営委員長から、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしくお願いいたします。

以上で、本臨時会に付議されました各議案については、すべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして町長からごあいさつをお受けいたします。中西町長。

○町長(中西和夫君) 令和元年第3回町議会臨時会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてなど、10議案を提出させていただきましたところ、慎重かつ熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても原案どおりご承認賜りましたことに対しまして、深く感謝申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。

また、選挙後初議会ということで、今後の議会運営に関わります正副議長はじめ各常任委員会委員選出等にあたりましては大変ご苦勞いただき、改めてお礼を申し上げます。

今後におきましても、より一層の町政の発展に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、何卒ご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

また、議員皆様方には、ますますご健勝にて議会活動にご精勵賜りますよう心からお願いを申しあげ、閉会のごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長(坂口徹君) これをもって、令和元年第3回斑鳩町議会臨時会を閉会いたします。どうもご苦勞さまでした。

(午後0時20分 閉会)